

会津若松市人的業務委託契約における  
スライド条項運用マニュアル

令和8年5月

会津若松市

## 1 はじめに

本マニュアルは、契約期間が複数年にわたる人的業務委託における、スライド条項に基づく事務手続き及び契約金額の変更額の算出方法について整理し、とりまとめたものです。

スライド条項の運用については、本マニュアルを参考とし適切に行ってください。

## 2 スライド条項の目的

複数年にわたる業務委託において、通常想定しうる範囲を超えた著しい賃金水準の変動があった場合、この負担を受注者に強いることは、経営上のリスクや業務履行の質の低下を招く恐れがあります。スライド条項の主な目的は、業務委託の適切な履行の確保及び安定的、持続的な公共サービスの提供並びに業務に従事する労働者の適正な労働環境を確保することです。

## 3 制度概要

複数年にわたる人的業務委託において、契約時にあらかじめスライド条項を定めておき、履行開始日から12か月を経過した後に、賃金水準の変動により契約金額が不相当となった場合に、2年目以降の契約金額を変更できる制度です。

## 4 適用対象契約等

(1) 履行期間が1年を超える委託契約のうち、直接人件費の割合が高く、委託料のほとんどを従事者の賃金が占める、次の業務委託契約を対象とします。

日常清掃業務、人的警備業務、給食業務、用務員代行業務、本庁舎受付・案内業務、その他人的労働が中心となる業務

(2) (1)の対象契約において、履行開始日から12か月が経過し、基準日（6用語の定義(2)参照。）時点で残りの履行期間が2か月以上ある場合がスライド協議の対象となります。

## 5 入札公告等における明示方法

制度の対象となる契約は、入札公告又は指名通知等（以下「入札公告等」という。）の際に、次の①～③の方法で、入札公告等に対象契約であることを明記するとともに、特記仕様書においてスライド額の算出方法を明示します。

① 入札公告等に制度の対象である旨を記載します。

（記載例）「本件は、賃金水準の変動に基づく契約金額の変更条項（スライド条項）を適用する契約である。」

② 仕様書に「賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項についての特

記仕様書」(別紙1。以下「スライド特記仕様書」という。)を添付。

- ③ 契約書案に「賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項」(別紙2。以下「スライド条項」という。)を添付。

## 6 用語の定義

(1) 請求日

スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者がスライド協議を書面により相手方に請求した日をいいます。

(2) 基準日

原則、請求日の属する月の1日とします。ただし、これにより難しい場合には、請求日から起算して1か月以内で発注者と受注者の協議により定めることができます。

(3) 残履行期間

基準日以降の履行期間をいいます。

(4) スライド額

スライド条項の適用に伴う契約金額の変更額をいいます。

## 7 スライド協議の手順

(1) 事前打合せ

スライド協議の請求可能日の1か月前(履行開始日から11か月経過後)を目途に、発注者と受注者で事前打ち合わせを行い、手続きの進め方の確認やスライド額の試算等を行い、(2)以降の手続きに係る準備を進めます。

(2) スライド協議の請求

受注者は、「賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項による契約金額の変更について(請求)」(様式1)を提出してください。

請求に際しては、履行開始日から12か月経過しており、残履行期間が基準日から2か月以上必要であることに留意してください。

(3) スライド額の協議開始日の通知

発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額の協議開始日を定め、請求日から7日以内に受注者に様式2により通知します。

(4) スライド額の算出

発注者は、スライド特記仕様書で示した算出方法で、スライド額を算出します。詳細については、「6 スライド額の算出方法」のとおりです。

(5) 残業務量の算定

受注者が提出する基準日前日(原則、スライド請求した月の前月末)までの業務(一部)完了届により行う発注者の検収をもって、業務完了分の数量を確認し、当初業務量から業務完了分を差し引くことにより算出することを基本とします。

## (6) スライド額の決定

### ① スライド額の協議（契約金額の変更が生じる場合）

発注者は、スライド額算出後に協議書（様式3-1）により、受注者とスライド額を協議します。受注者は、異議のない場合、スライド額協議開始後から14日以内に承諾書（様式4）を提出するものとします。

なお、スライド額協議開始後から14日以内に協議が整わない場合には、発注者がスライド額を決定し、受注者へ通知します。

### ② 契約金額の変更とならない場合

変動額が残履行分契約金額の1.5%を超えない場合、発注者は協議書（様式3-2）により、通知します。受注者は、スライド額協議開始日から14日以内に承諾書（様式4）を提出するものとします。

※ 「【参考】スライド条項運用フロー図」についても参照してください。

## 8 スライド額の算出方法

### (1) スライド額の対象

変動の対象となる経費は、直接人件費に相当する額のみとします。直接人件費とは、受注者が委託業務に直接従事する者に、業務に従事した対償として支払う、労働基準法第11条に規定する賃金をいいます。

なお、業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、直接人件費ではなく業務管理費等として計上し、変動の対象とはしません。

### (2) スライド額に用いる賃金水準の指標

①又は②のいずれかを指標とします。採用する指標については、案件ごとにスライド特記仕様書に記載します。

① 公表された労務単価（建築保全業務労務単価等）の改定

② 福島県最低賃金の変動率

### (3) 受注者負担分の控除

工事契約の全体スライドに準じ、変動額から、残履行分の契約金額に「1.5%」を乗じた額を受注者負担分として差し引いた金額をスライド額とします。

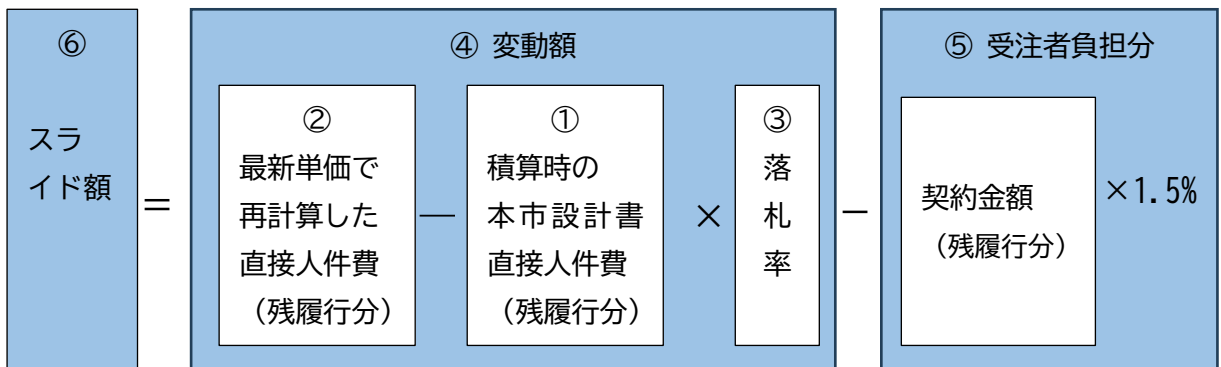
このため、変更契約を行うのは残履行分契約金額の1.5%を超える変動があった場合とし、1.5%以下の変動の場合には、変更契約は行わないことになります。

(4) 具体的な算出方法

1) 公表された労務単価等の改定に基づく算出の場合

積算時の労務単価等を基準日時点の最新単価に置き換える方法により、変動額を算出します。

「①設計書の直接人件費（残委託業務相当額）」と「②最新の人件費単価に置き換えて再計算した直接人件費（残委託業務相当額）」との差額に「③落札率」を乗じて「④変動額」を算出します。「④変動額」から「⑤受注者負担分」を控除した金額を「⑥スライド額」とします。

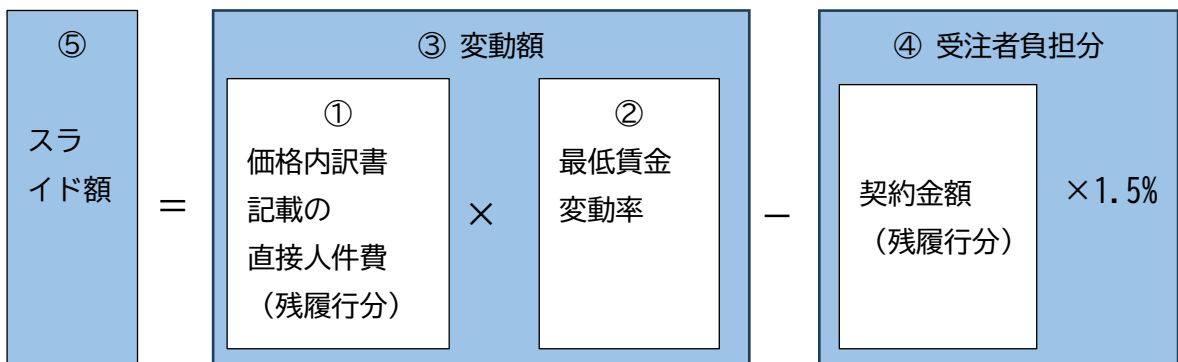


2) 福島県最低賃金の変動率による算出の場合

契約締結時に受注者から価格内訳書の提出を受け、当該内訳書をもとに変動額を算出します。

「①提出された価格内訳書記載の直接人件費（残委託業務相当額）」に「②最低賃金変動率」を乗じた額で「③変動額」を決定します。

「③変動額」から「④受注者負担分」を控除した金額を「⑤スライド額」とします。



(5) スライド額算出時の端数処理

- ・ 落札率及び最低賃金変動率の計算時に生じる小数点以下の端数処理については、小数点以下第5位を四捨五入します。
- ・ それ以外(変動額、受注者負担分等)の計算時に生じた1円未満の端数については、四捨五入処理をします。

(例) 落札率 : 0.90123... ⇒ 0.9012 (※小数点以下第5位を四捨五入)

最低賃金変動率 : 0.02987... ⇒ 0.0299 (※小数点以下第5位を四捨五入)

変動額 : 123,000.4...円 ⇒ 123,000円 (※1円未満を四捨五入)

## 9 変更契約について

(1) 変更契約の時期

発注者と受注者との間で、スライド額について合意した後は、速やかに変更契約を行うものとしします。

(2) 変更契約後について

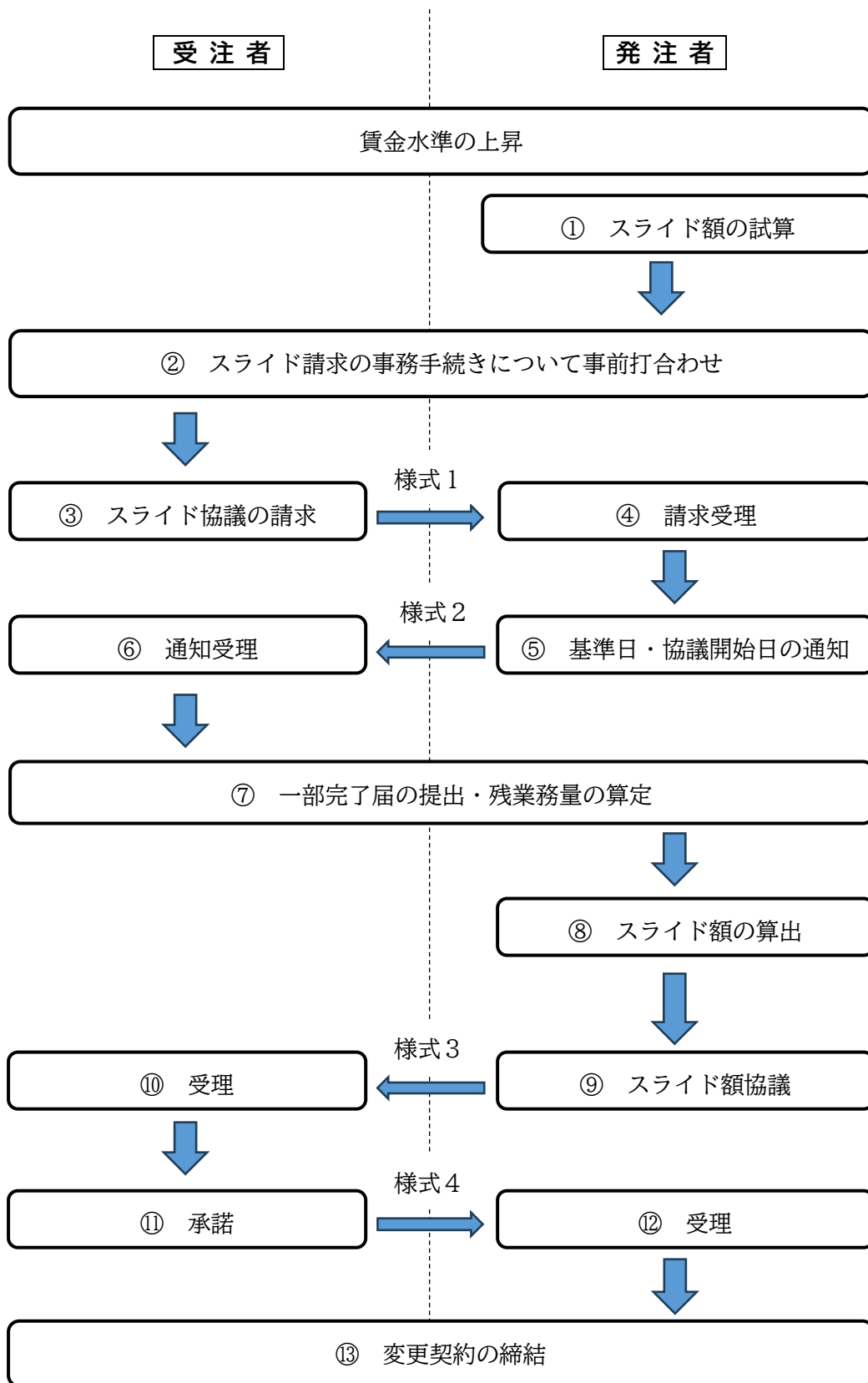
発注者は、スライド条項の目的を踏まえ、受注者に対し労働者の賃金引上げ等について適切に対応するよう求めることとします。(別紙3参照。)

## 10 再度のスライドについて

スライド条項による変更契約後、更なる賃金水準の変動があった場合、再度スライド条項を適用することができます。この場合のスライド請求の時期は、直前のスライド条項適用の基準日から12か月経過後とします。また、スライド額算出に係る変動前残契約金額は、直前のスライド条項適用後の労務単価又は最低賃金変動率による算出とします。

【参考】スライド条項運用フロー図

※ 賃金水準上昇の場合



別紙1

賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る  
特約条項 第1条に係る特記仕様書

本委託業務は賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条を適用する契約である。

- 1 変動の対象となる経費は、残委託業務量に対応する直接人件費に相当する額とし、本委託業務における直接人件費とは、受注者が本委託業務に直接従事する者に、本委託業務に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。

なお、本委託業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、変動の対象とはならない。

- 2 本委託業務における賃金水準は、次のものをいう。

- 労務単価等（該当単価：建築保全業務労務単価）
- 福島県最低賃金（以下「最低賃金」という。）

- 3 本契約の変更金額算出方法は次のとおりとする。

- 本市設計書による算出
- 受注者から提出された内訳書による算出  
（ただし、受注者の内訳書中の直接人件費に、履行開始日時点の最低賃金と、変更請求時の最低賃金を比較した変動率を乗じた値を上限とする。）

## 別紙2

### 賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

第1条 発注者又は受注者は、履行期間内で履行期間開始の日から12月を経過した後、日本国内における賃金水準の変動により契約金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

第2条 発注者又は受注者は、前条の規定による請求があったときは、変動前残契約金額（契約金額から基準日（発注者と受注者の協議により定める日とし、請求があった日の属する月の1日を基本とする。以下同じ。）における既履行部分に相応する金額を控除した額をいう。）と変動後残契約金額（変動後の賃金を基礎として算出した変動前残契約金額に相応する額をいう。）との差額のうち変動前契約金額の1,000分の15を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、基準日から履行期間の終期までの期間が2か月以上ない場合は、契約金額の変更を行わないこととする。

第3条 第1条の規定による請求があった場合において、当該契約金額の変更については、基準日における賃金水準等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

第4条 第1条の規定による請求は、この特約条項の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同条中「履行期間開始の日」とあるのは、「直前のこの特約条項に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする。

第5条 第3条の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1条の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

年 月 日

受注者 様

会津若松市長

労働者への適正な賃金の確保について（依頼）

日頃より、契約制度の運用にご協力いただきありがとうございます。

本市では、事業者の健全経営や業務の適正な履行確保及び業務に従事する労働者の適正な労働環境の確保を目的に、複数年にわたる人的業務委託契約にスライド条項を導入しております。

先に協議した業務委託契約について、別添のとおり増額の変更契約となりましたが、スライド条項の趣旨をご理解いただき、下記について適切にご対応くださるようお願いいたします。

記

- 1 労働者への賃金水準の引き上げ
- 2 発注者の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先の事業者において、労働者の賃金水準の引き上げを行うために必要な額による再委託に関する契約の締結及び労働者への適切な水準の賃金の支払いを再委託先の事業者に対し要請する等の特段の配慮

様式 1

年 月 日

会津若松市長

所在地  
受注者 商号又は名称  
代表者

賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項による契約金額の変更  
について（請求）

年 月 日付けで契約締結した下記の契約については、賃金水準の変動により契約金  
額が不相当となったため、賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1  
条の規定により契約金額の変更を請求します。

#### 記

- 1 業務名
- 2 契約金額
- 3 履行期間
- 4 希望基準日

※ 希望基準日は、原則この請求を提出する月の 1 日とする。

様式2

年 月 日

受注者 様

会津若松市長

賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項に基づく基準日及び協議開始日について（請求）

年 月 日付けで請求のあったこのことについて、賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第2条及び第5条の規定に基づき、基準日及びスライド額協議開始日を下記のとおり通知します。

記

- 1 業務名
- 2 基準日
- 3 協議開始日

様式3-1

年 月 日

受注者 様

会津若松市長

賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項による契約金額の変更  
について（協議）

年 月 日付けで請求のあったこのことについて、賃金水準の変動に基づく契約金額  
の変更に係る特約条項第3条の規定に基づき、下記のとおり協議します。

異議のないときは、承諾書を提出願います。

記

- 1 委託業務名
- 2 変動前残契約金額（税抜）
- 3 変動後残契約金額（税抜）
- 4 スライド額（税抜）
- 5 回答期限

様式3-2

年 月 日

受注者 様

会津若松市長

賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項による契約金額の変更  
について（協議）

年 月 日付けで請求のあったこのことについて、賃金水準の変動に基づく契約金額  
の変更に係る特約条項第3条の規定に基づき、下記のとおり協議します。

異議のないときは、承諾書を提出願います。

記

- 1 委託業務名
- 2 スライド額 スライドの適用が認められない。
- 3 理由 スライド額が対象契約金額の1.5%を超えないため。
- 4 回答期限

様式4

年 月 日

会津若松市長

所在地  
受注者 商号又は名称  
代表者

賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項による契約金額の変更  
について（承諾）

年 月 日付けで協議のあったスライド額については、下記のとおり承諾します。

記

- 1 委託業務名
- 2 スライド額（税抜）